

浸出水

No.	分析項目	単位	H27.1.7	H27.5.12
1	水素イオン濃度(pH)	—	7.9	8.0
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.0	12
3	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	19	22
4	浮遊物質(SS)	mg/L	5	16
5	n-ヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/L	0.05 未満	0.05未満
6	n-ヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/L	0.05 未満	0.17
7	フェノール類含有量	mg/L	0.05 未満	0.05未満
8	銅含有量	mg/L	0.03 未満	0.03未満
9	亜鉛含有量	mg/L	0.03 未満	0.03未満
10	溶解性鉄含有量	mg/L	0.22	0.03
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	3.6	5.5
12	クロム含有量	mg/L	0.005 未満	0.005未満
13	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	49	30
14	ノニルフェノール	mg/L	0.0003	0.0008
15	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	0.003 未満	0.003
16	カドミウム及びその化合物	mg/L	不検出	不検出
17	シアン化合物	mg/L	不検出	不検出
18	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジチオン及びEPNに限る。)	mg/L	不検出	不検出
19	鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005未満
20	六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02未満
21	砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005未満
22	水銀・アルキル水銀他水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005未満
23	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出
24	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出
25	トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.001未満
26	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満
27	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002未満
28	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満
29	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満
30	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002未満
31	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002未満
32	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001未満
33	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満
34	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満
35	チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満
36	シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満
37	チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002未満
38	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001未満
39	セレン及びその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002未満
40	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.2	0.2
41	ほう素及びその化合物	mg/L	0.30	2.1
42	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	6	7
43	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005未満
44	水温	℃	15.5	16.4
45	透視度	度	100以上	46.0
46	電気伝導率	mS/m	150	170
47	アンモニア性窒素	mg/L	1.7	3.4
48	塩化物イオン	mg/L	100	103
49	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0043	0.00079

※ 不検出は、定量下限値未満

※ 太枠は、臨時環境モニタリング結果

※ H23.5月から、シス-1,2-ジクロロエチレンの定量下限値を0.004mg/L→0.002mg/Lに変更

※ H24.5月は、共存物質による測定妨害の影響によりチウラムの定量下限値が0.0006mg/L→0.003mg/Lとなった。

※ H27.5月から、トリクロロエチレンの定量下限値を0.002mg/L→0.001mg/Lに変更

# 地下水集排水管モニタリング人孔の環境モニタリング結果

操業開始直前（平成21年5月18日）から現在（平成27年6月）

- 地下水環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法の環境基準について、モニタリング開始から現在まで、すべての項目で十分に達成している。

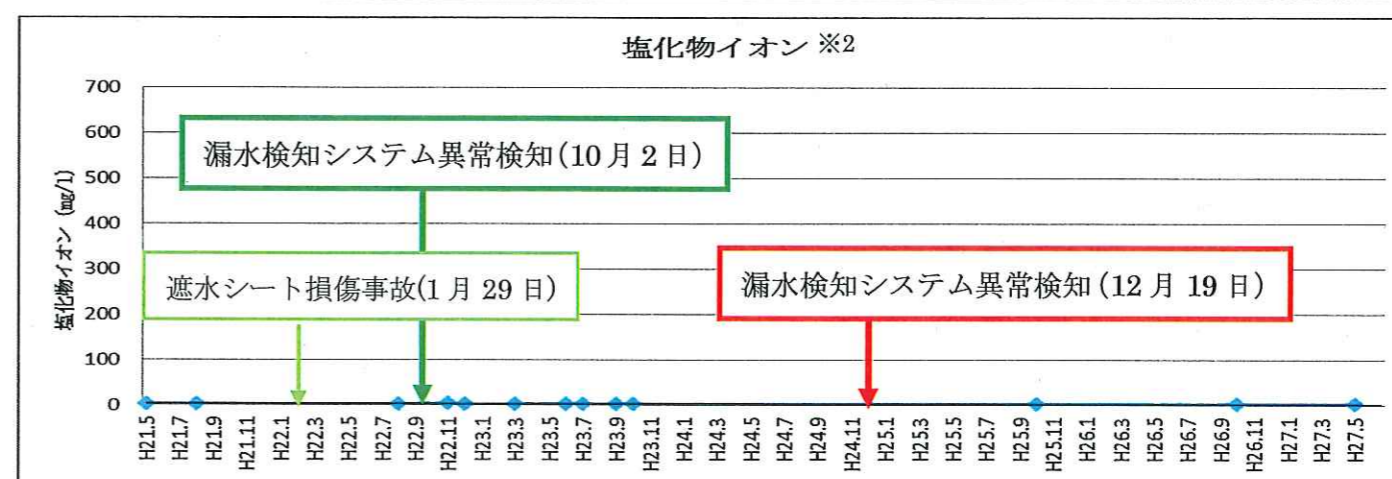
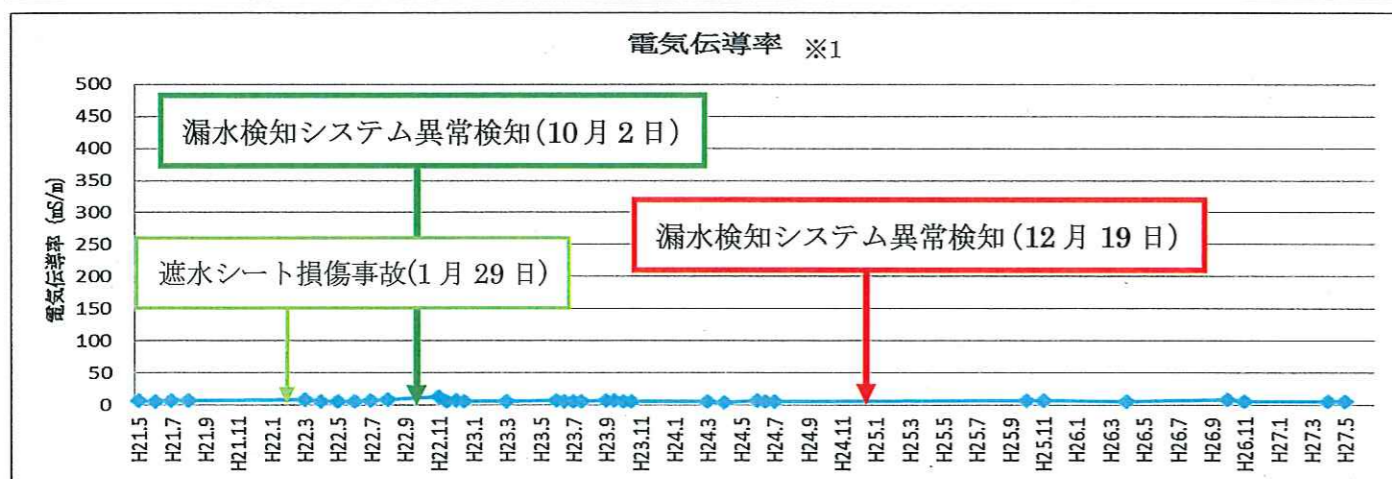
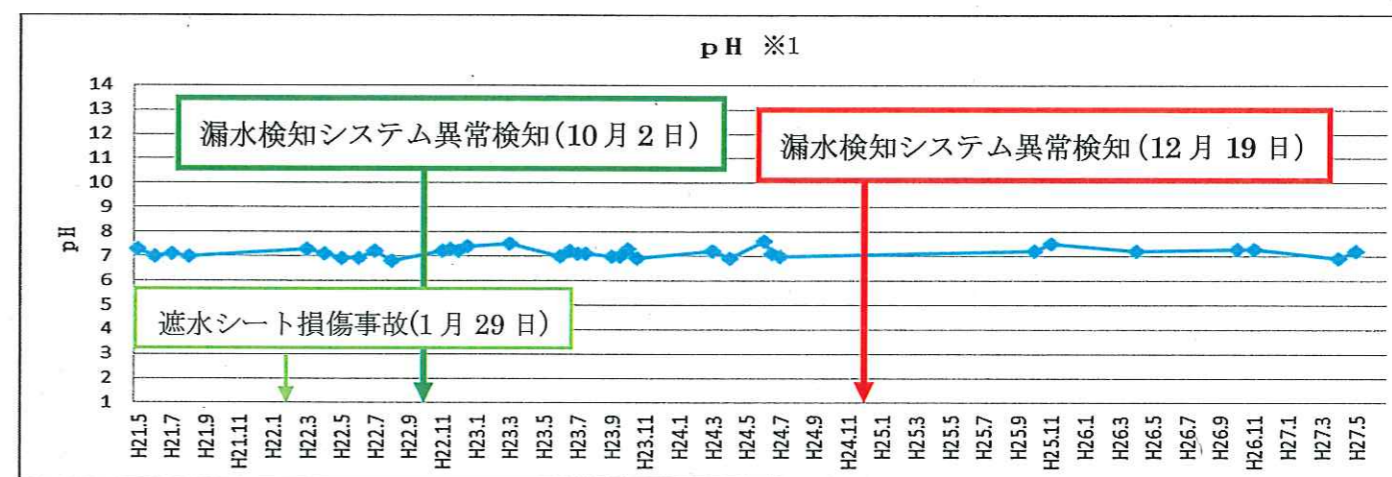
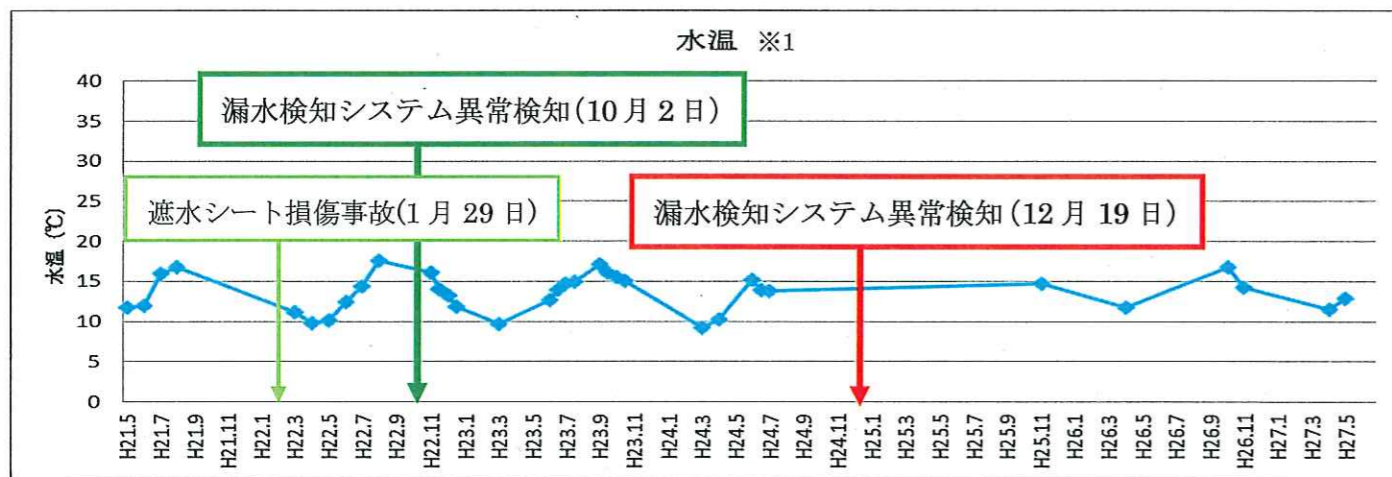
## 有害物質の測定項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

## 測定結果

モニタリング開始から現在まで、すべての項目で環境基準を十分達成

### 参考項目



※1)12回/年の測定に加え、漏水検知システム異常検知の原因究明調査期間は臨時環境モニタリング(1回/月)を実施。ただし、通水がない場合は欠測。

※2)4回/年(平成23年12月までは2回/年)の測定に加え、漏水検知システム異常検知の原因究明調査期間は臨時環境モニタリング(1回/月)を実施。ただし、通水がない場合は欠測。

地下水集排水管モニタリング人孔 (地下水集排水管吐出口：地下8m)

No.	分析項目	単位	地下水環境基準	H27.1	H27.2	H27.3	H27.4.24	H27.5.12	H27.6
1	カドミウム	mg/L	0.003				-	0.0003未満	
2	全シアン	mg/L	検出されないこと				-	不検出	
3	鉛	mg/L	0.01				-	0.005未満	
4	六価クロム	mg/L	0.05				-	0.02未満	
5	砒素	mg/L	0.01				-	0.005未満	
6	総水銀	mg/L	0.0005				-	0.0005未満	
7	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと				-	不検出	
8	PCB	mg/L	検出されないこと				-	不検出	
9	ジクロロメタン	mg/L	0.02				-	0.002未満	
10	四塩化炭素	mg/L	0.002				-	0.0002未満	
11	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004				-	0.0004未満	
12	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002				-	0.0002未満	
13	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	欠	欠	欠	-	0.002未満	欠
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04				-	0.004未満	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L							
15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1				-	0.0005未満	
16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006				-	0.0006未満	
17	トリクロロエチレン	mg/L	0.01				-	0.001未満	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01				-	0.0005未満	
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002				-	0.0002未満	
20	チウラム	mg/L	0.006				-	0.0006未満	
21	シマジン	mg/L	0.003	測	測	測	-	0.0003未満	測
22	チオベンカルブ	mg/L	0.02				-	0.002未満	
23	ベンゼン	mg/L	0.01				-	0.001未満	
24	セレン	mg/L	0.01				-	0.002未満	
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10				-	0.60	
26	ふっ素	mg/L	0.8				-	0.05未満	
27	ほう素	mg/L	1				-	0.04未満	
28	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05				-	0.005未満	
一般項目	27	水温	℃				11.5	12.9	
	28	水素イオン濃度(pH)	-				6.9	7.2	
	29	電気伝導率	mS/m				5.3	4.8	
	30	塩化物イオン	mg/L				-	2	
31	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1				-	0.013	

※ 不検出は、定量下限値未満

※ 太枠は、臨時環境モニタリング結果

※ H21.11月に塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンが環境基準項目に追加、1,1-ジクロロエチレンの環境基準値が0.02mg/Lから0.1mg/Lに変更

※ H21.11月にシス-1,2-ジクロロエチレンがトランス-1,2-ジクロロエチレンとの和である1,2-ジクロロエチレンに変更

※ 1,2-ジクロロエチレンの定量下限値は、シス-1,2-ジクロロエチレンの定量下限値とトランス-1,2-ジクロロエチレンの定量下限値の和

※ H23.5月から、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの定量下限値を0.004mg/L→0.002mg/Lに変更

※ H23.10月から、カドミウムの環境基準値が0.01mg/L→0.003mg/Lに変更

※ H24.5月から、カドミウムの定量下限値を0.001mg/L→0.0003mg/Lに変更

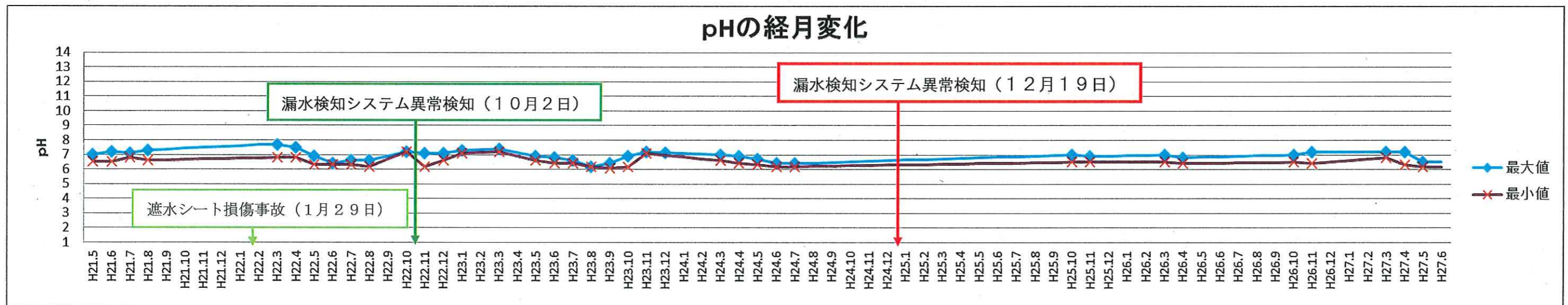
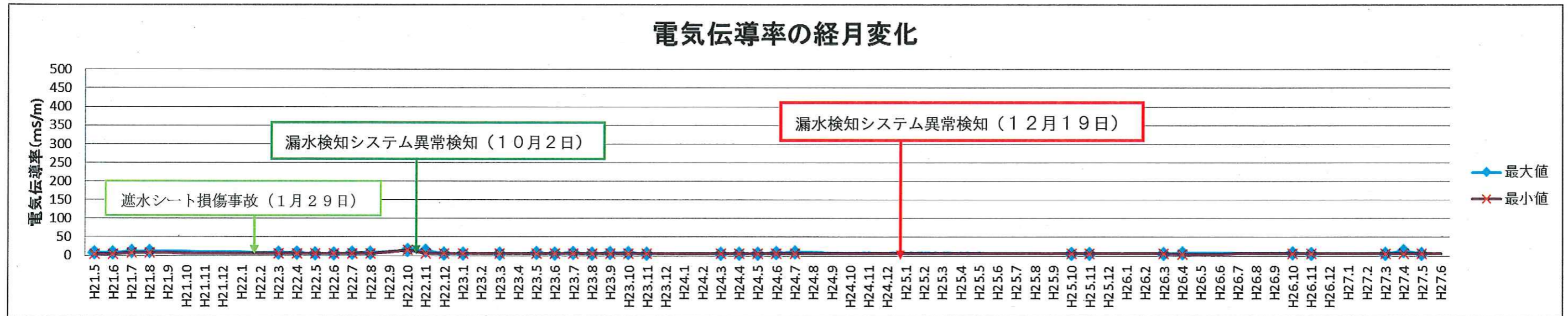
※ H26.11月から、トリクロロエチレンの環境基準が0.03mg/L→0.01mg/Lに変更

※ H27.5月から、トリクロロエチレンの定量下限値を0.002mg/L→0.001mg/Lに変更

※ H27.1月からH27.3月、H27.6月は地下水集排水管に地下水が存在しなかったことにより欠測

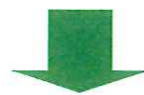
## 地下水集排水管モニタリング人孔の連続測定結果

○ 操業開始（平成21年5月）以降の電気伝導率およびpHの連続測定結果は下表のとおり。



注)測定結果(◆、×)がない月は、地下水集排水管モニタリング人孔に通水がなかったため欠測

- ・ 操業開始から平成27年5月18日までの測定値は、電気伝導率は4~15 mS/m、pHは6.1~7.7で推移。
- ・ 操業開始以降、連続測定結果に大きな変動なし。



浸出水の漏洩の可能性を疑わせるような状況は認められない。